

答 申 第 87 号
平成 21 年 2 月 13 日

財 務 大 臣
中 川 昭 一 殿

関税等不服審査会
会長 笥 康生

答申書

平成 21 年 1 月 21 日付財関第 62 号をもって諮問のあった関税法第 69 条の 12 第 5 項に基づく認定通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

意見

A 税関 B 出張所長が関税法第 69 条の 12 第 5 項に基づき平成 20 年 6 月 27 日付で行った認定通知（以下「本件認定通知」という。）の取消しを求める審査請求については、これを認容し、本件認定通知を取り消すことが適当である。

理由

1. 事案の概要

- (1) 平成 20 年 5 月 13 日、A 税関 B 出張所（以下「B 出張所」という。）は、郵便事業株式会社 C 支店（以下「郵便会社」という。）から審査請求人を名宛人、D を差出人とする E 国来の 2 件の国際スピード郵便物（以下「本件郵便物」という。）を受け取った旨の通知を受けた。
- (2) 同日、B 出張所の通関担当職員は、本件郵便物について開披検査を実施し、ポロシャツ 12 枚、シャツ 5 枚、履物 2 足、バッグ 9 個、財布 5 個の合計 33 点（以下「本件貨物」という。）に、各権利者の商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 2 条第 5 項に規定する登録商標と同一又は類似の標章が付されていることを確認した。

- (3) 同日、B出張所長は、関税法第69条の12第1項の規定により、輸入してはならない貨物に係る認定手続を開始するため、審査請求人及び各権利者に対し、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書」を送付した。
- (4) 同月22日、審査請求人からB出張所長宛に、本件貨物は、販売目的ではなく審査請求人の代表取締役、家族、友人が使用するために輸入したもので、知的財産の侵害に当たらない旨の意見書（同月20日付、以下「審査請求人意見書①」という。）が送付され、審査請求人が、本件貨物について輸入してはならない貨物に該当するか否かを争う意思を有していることを確認した。
- (5) 同月23日、B出張所長は、審査請求人及び各権利者の双方に対し、本件貨物について証拠の提出及び意見陳述の機会等を与えるため、審査請求人及び各権利者に対し、同年6月6日を証拠・意見の提出期限とする旨の「証拠・意見提出期限通知書」を送付した。また、各権利者に対し審査請求人意見書①について意見を述べる機会を与えるため、その写しを送付した。
- (6) 各権利者のうち、F社以外の権利者から、前記期限内にB出張所長宛に、本件貨物は商標権侵害物品である旨の意見書（以下「権利者意見書」という。）が提出された。同月6日、B出張所長は、審査請求人に対し権利者意見書について意見を述べる機会を与えるため、その写しを送付した。
- (7) 同月11日、審査請求人からB出張所長宛に意見書（同月10日付。以下「審査請求人意見書②」という。）が送付された。B出張所長は、F社を除く各権利者（以下「本件各権利者」という。）宛に、審査請求人意見書②の写しを送付した。
- (8) 同月27日、B出張所長は、認定手続における本件貨物の確認の結果並びに審査請求人及び本件各権利者から提出された意見書から、F社の登録商標と同一又は類似の標章が付されたバッグ1点を除く本件貨物（以下「本件処分対象貨物」という。）に付されている標章は、本件各権利者が本邦に登録している商標と同一又は類似であり、本件各権利者から何ら許諾を受けずに使用したものであることを理由に本件処分を行った。
- (9) 同年7月7日、審査請求人は、A税関長（以下「処分庁」という。）に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」）を行った。
- (10) 同年10月3日、処分庁は、B出張所長が行った本件処分は適法に行われたものであるとして、本件異議申立てに対し棄却の決定を行った。
- (11) 同月21日、審査請求人は、上記(10)の処分庁の決定を不服として、

本件処分について、財務大臣に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。また、同年 11 月 21 日、審査請求人から審査庁に対し、証拠書類として、本件処分対象貨物の使用者又は譲渡先を付した品目リスト及びオークションサイトの出品の履歴に関する資料（以下「審査請求人証拠書類」という。）が提出された。

2. 審査請求人の主張

- (1) 権利者意見書にある「業として」に当るか否かの意見は曖昧なものであり、その内容を裏付ける証拠が見当たらない。また、審査請求人が宅地建物取引業を営んでいることから「広告目的・顧客に頒布する可能性、またインターネットオークションに出品・転売」との意見は、何の証拠も無い一方的な意見である。現実には、審査請求人の輸入履歴から反復継続して行う行為が存在したのか教えていただきたい。
- (2) 審査請求人の会社の定款（目的）には衣類や雑貨の輸入及び販売などではなく、審査請求人がこれ以上の商いをするには商取引上ありえない。審査請求人の会社のチラシには、広告目的や顧客に頒布する旨の記載はなく、今回の輸入は広告目的や顧客に頒布する目的ではないことが解ると思う。また、これらの品物をインターネットオークションで出品・転売したことは一度もない。インターネットオークションの出品者 ID からインターネットオークションの履歴を調べていただきたい。
- (3) 処分庁の決定書（以下「決定書」という。）では、本件処分対象貨物は 32 点と数量が多く個人として使用する物と認めるに足りる合理的な証拠が示されていないこと、貨物がいったん輸入されれば第三者に譲渡される蓋然性も高まること等を総合的に勘案すれば業として譲渡されないとは認められないとしているが、具体的な点は、輸入個数が 32 点であること以外は見当たらない。
- (4) 「業として」に当るか否かの判断は、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案して行っているが、審査請求人の輸入の目的は審査請求人の代表取締役個人又は家族、友人などで使用すること、輸入の個数は 32 点、職業は宅地建物取引業、輸入の取引は海外の郵便局から勤め先に送ったものである。何の諸事情を勘案して行ったのか意味不明であり、逆に、審査請求人が業として輸入したとする合理的な証拠が税関からは提示されていない。
- (5) 自ら尾行調査や自宅周辺の聞き込みなどを提案しているのに、決定書では「税関長には尾行調査等を行う義務はない」と記載している。国家公務員法に照らしても「義務はない」と断言することは不明であり、審査請求

人からの合理的な証拠を積極的に受け入れる考えがない。

(6) 人の価値観は多様であり、輸入個数に関しては慣習や一般論では判断できるものではない。審査請求人の代表取締役の給料収入は〇円である等、衣・食・住の全てにおいて常識の範囲を超えている。輸入個数の 32 点の数量が多いと判断した方の価値観と、審査請求人の価値観が何故一緒なのか不明である。審査請求人に対する判断基準は、芸能人やプロ野球選手と同じ生活水準としてほしい。

(7) 個人として輸入できる数量が法律で定められている訳でもないのに、「輸入個数が 32 点と数量が多く」とは誰が決めるのか。法律に定めがない以上、それは審査請求人が決めることであり、税関長が決める問題ではない。

3. 当審査会の判断

(1) 商標権を侵害する貨物の取扱いについて

イ. 商標権を侵害する物品は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号の規定により、輸入してはならない貨物とされている。商標権を侵害するか否かは、商標法に照らして判断される。

ロ. 具体的には、商標法第 25 条の規定により、商標権者は指定商品について登録商標を使用する権利を専有しているため、商標権者から許諾を受けず指定商品について登録商標と同一の商標を使用することは、商標権の侵害となる。また、商標法第 37 条の規定により、指定商品についての登録商標に類似する商標の使用は、商標権を侵害する行為とみなされる。

ハ. 「商標」とは、商標法第 2 条第 1 項の規定により、標章であって、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」等とされている。標章の「使用」とは、商標法第 2 条第 3 項に列挙されている行為であり、商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡、輸入等する行為をいう。

ニ. したがって、業として商品の譲渡等を行う者により、その商品に標章を付したものが輸入される場合に、当該標章が登録商標と同一又は類似していれば、その輸入行為は商標権を侵害する行為となる。逆に、業として商品の譲渡等を行う者に当たらない者により、その商品に標章を付したものが輸入される場合には、当該標章が登録商標と同一であるか又は類似しているとしても、その輸入行為は商標権を侵害する行為とはならない。本件において、登録商標と同一又は類似の標章を付した商品を輸入しようとしたことについて争いはなく、業として商品の譲渡等を行う者により輸入されたかどうか争点となる。

ホ. 「業として」の意義については、「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集（平成 17 年 2 月、特許庁）」によれば、「ここで、『業としては』とは、一般に『反復継続的意思をもってする経済行為と

して』といった意味に解されています。」とされている。このため、輸入されようとする貨物に係る商標権侵害の判断においては、「反復継続的意思をもってする経済行為として」譲渡等をする者による輸入であるか否かが問題となる。そして、個別の事案におけるこの問題に対する判断は、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案して行われるべきものと思料される。

(2) 本件郵便物の輸入者について

本件郵便物に貼付されている税関告知書の名宛人欄には、審査請求人である法人の名称が記載されている。

しかしながら、本件郵便物について、審査請求人は、審査請求人の代表取締役がE国に旅行に行った際に、友達のE国人からおみやげとして受け取ったものを、持ち帰れないため、現地の郵便局から勤めている会社あてに送ってもらったものである旨主張している。

本件郵便物の輸入者は、税関告知書上は審査請求人とされているが、税関告知書は差出人により記載されるものであり、審査請求人の業務内容及び本件郵便物の内容からみれば、審査請求人がその事業として本件郵便物を輸入しようとしたものではなく、代表取締役個人あての郵便物が便宜的に同人が勤める法人あてに送られたものと認められ、実質的な輸入者は代表取締役個人であると考えることが適当である。

したがって、審査請求人の代表取締役が業として商品の譲渡等を行う者に当たるかどうかについて以下検討する。

(3) 代表取締役による自己使用並びに家族及び部下への譲渡

イ. 審査請求人の代表取締役が、本件処分対象貨物と同種の衣類等を海外から輸入した実績があるかどうかは明らかではない。しかし、仮に過去の輸入実績がなくても、一度に輸入されようとする物品の数量が多い場合には、それらの物品が順次国内において反復継続的に経済行為として譲渡される可能性は高くなると認められる。本件処分対象貨物の数量である32点については、一般的に個人が輸入する量としては多いと考えられる。

ロ. しかしながら、審査請求人は、使用者等を付した品目リストにより、本件処分対象貨物のそれぞれが具体的に誰により使用されるものであるかを示しており、その殆どは審査請求人の代表取締役の本人及びその家族により自己使用され、また、ごく一部が特定の部下により自己使用されるものである旨主張している。

ハ. 本件処分対象貨物は、同種の商品のみではなく、様々な種類の商品から構成されており、審査請求人の提出した資料を勘案すれば、審査請求人の代表取締役の本人、その家族及び特定の部下による自己使用のために輸入されたものであるとの審査請求人の主張は、必ずしも真実に反するとまでは言い切れない。

ニ. 本件処分対象貨物に関しては、審査請求人の代表取締役による自己使用される商品については商品の譲渡が行われず、また、譲渡される商品についてはその殆どが家族により使用され、ごく一部が特定の部下により使用されるに過ぎないことから、家族又は部下への譲渡は「経済行為として」行われるものとは言えない。

(4) 広告目的での頒布及びインターネットオークションでの販売のおそれ

- イ. 権利者意見書において、本件処分対象貨物が、審査請求人が営んでいる宅地建物取引業の広告目的で取引先・顧客に頒布される可能性又はインターネットオークションで販売される可能性があることが指摘されている。仮に審査請求人の代表取締役が、本件処分対象貨物を広告目的で顧客等に頒布又はインターネットオークションで販売するのであれば、それは「反復継続的意思をもってする経済行為」に当たる可能性がある。
- ロ. しかし、審査請求人の主張や審査請求書証拠書類等からみて、審査請求人の代表取締役が本件処分対象貨物を頒布又は販売する可能性があることと認めることは困難である。

(5) 異議申立ての審理方法について

- イ. 審査請求人は、処分庁に対する異議申立てにおいて、審査請求人自らが尾行調査等を提案しているのにも係わらず、当該異議申立ての決定書において税関長に尾行調査等を実施する義務はないとしていることに対し、根拠が不明である旨を主張している。
- ロ. 行政不服審査法第 48 条及び第 29 条の規定により、処分庁は、異議申立人等の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができることとされており、当該検証をするか否かは処分庁の裁量であり、義務になっていない。したがって、本件の処分庁における異議申立てに対する決定において、処分庁が尾行調査等を実施しなかったとしても問題はない。

4. 結論

以上のことから、本件処分対象貨物の輸入が、「反復継続的意思をもってする経済行為として」譲渡等する者により行われたと認めることは適当ではないと考えられる。

したがって、審査請求人による本件処分対象貨物の輸入は商標法上の商標権を侵害する行為に該当せず、本件処分対象貨物は関税法において輸入してはならない貨物とされている商標権を侵害する物品には該当しないことから、本件審査請求を認容し、本件処分対象貨物を商標権を侵害する物品に該当すると認定した本件処分については、取り消すことが相当であると考えられる。